

売 払 契 約 書 (案)

1. 件 名 令和 7 年度加古川水系直轄管理事業工事発生材等売払

2. 品名規格数量 別紙数量表のとおり

3. 引 渡 場 所 兵庫県三木市志染町三津田地内（加古川水系広域農業水利施設総合管理所）
兵庫県丹波篠山市大山下地内（川代ダム管理所）
兵庫県三田市大川瀬字荒神釜地内（鴨川・大川瀬ダム管理所）
兵庫県多可郡多可町中区糍屋地内（糍屋ダム管理所）

4. 引 渡 期 限 令和 7 年 1 0 月 3 1 日

5. 契 約 金 額 ￥ , , . -
〔 うち取引に係る消費税 〕 ￥ , . -
及び地方消費税の額

6. 契約保証金 免 除

上記物品売払について、売払人 分任契約担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 三好 真二（登録番号 T8000012050001）と買受人とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により物品売払契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

(売 払 人) 住 所 兵庫県三木市志染町三津田 1 5 2 5
氏 名 分任契約担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長
三好 真二

(買 受 人) 住 所
氏 名

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、頭書の物品売払契約に関し、この契約書に定めるもののほか、現場説明事項に従い履行しなければならない。

(契約保証金の還付等)

第2条 削 除

(権利義務の譲渡等)

第3条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡しまたは承継せしめもしくは担保に供してはならない。

ただし、書面により、売払人の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約金額の納付)

第4条 買受人は、契約金額を歳入徴収官 近畿農政局 総務管理官の発行する納入告知書により、指定された納入期日までに売払人に納付しなければならない。

2 買受人は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。

なお、納付期日延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売払物品の所有権は、買受人が契約金額及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。

(売買物件の引渡し時期)

第6条 売払物品の所有権が、買受人に移転した日以降、売払人買受人両者が定める日に、売払人又は売払人の指定する職員（以下「監督職員」という。）買受人立会の上、当該売払物品をその所在する場所から買受人に引渡すものとし、買受人はこれを引渡し期限までにすみやかに引取る義務を負うものとする。

2 買受人は前項の引渡しを受けたときは、受領書を売払人に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 買受人は、本契約締結の時から売払物品の引渡しの時までに、売払人の責に帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合の損害はすべて買受人が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第8条 買受人は契約締結後、売払物品に数量の不足または、隠れた瑕疵のあるこ

とを発見しても契約金額の減額もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることはできない。

(契約の解除)

第9条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(解除に伴う返還金等)

第10条 売払人は、前条の規定により契約を解除したときは次項以下に定める措置をとるものとする。

- 2 買受人が支払った契約金額は返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。
- 3 買受人の負担した契約の費用は賠償しない。
- 4 買受人が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(買受人の原状回復の義務)

第11条 買受人は、売払人が第9条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに、売払物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、売払人が売払物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 買受人は、前項ただし書の場合において、売払物品が滅失またはき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第12条 売払人は、第10条第2項の規定により契約金額を返還する場合において、買受人が第11条第2項若しくは第20条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 売払人は、この契約に関し、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為

の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 買受人又は買受人の代理人(買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 買受人は、この契約に関して、買受人又は買受人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を売払人に提出しなければならない。

3 第1項の規定により売払人が契約を解除したときは、買受人は、代金の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に売払人に納付しなければならない。ただし、売払人がこの違約金によっても補てんすることができない損害を被った場合には、買受人は、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 買受人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、売払人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売払人が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 買受人又は買受人の代理人(買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 買受人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として売払人が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 買受人が売払人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 買受人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、売払人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、売払人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第17条 売払人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 買受人は、第 16 条の各号及び第 17 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 買受人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売払人は、買受人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

ただし売払人は、第 16 条、第 17 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第 16 条、第 17 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項またはこの契約において疑義を生じた事項については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。